

独立行政法人、公益法人等の役員への国家公務員出身者の選任、処遇等に関する主な閣議決定等

○ 行政改革の推進について（昭和52年12月23日閣議決定）

第3 特殊法人

2 特殊法人の役員を選考

(1)～(4) 略

(5) 略

なお、常勤役員（非常勤の総裁等を含む。）については候補者選考の段階において事前に内閣官房長官に協議するものとし、総裁等の選任については、前記協議を経た後閣議口頭了解を得るものとする。ただし、当該特殊法人の役員任命方式等の特殊事情にかんがみ、内閣官房長官が別に定めるものを除く。

略

○ 特殊法人の役員について（昭和54年12月18日閣議了解）

1 役員選考基準の運用方針

役員選考基準（昭和52年12月23日閣議決定）の運用については、次の方針によるものとする。

(1) 全特殊法人の常勤役員については、国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとどめることを目標とする。

この目標を達成するため、主管省庁及び各特殊法人においては、法人の業務内容等に応じ、民間人等の起用について一層努力するものとする。

（略）

○ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について

（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正、平成18年8月15日一部改正）

別紙1 公益法人の設立許可及び指導監督基準

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。(1) 理事及び理事会① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。

② 社団法人の理事は、総会で選任すること。

財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。

③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。

⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、

特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

○ 特殊法人等の整理合理化について（平成9年12月26日閣議決定）

第1 共通事項

1・2 略

3 役員に登用先

政府が任命権を有する常勤役員については、「特殊法人の役員について」（昭和54年12月18日閣議了解）の方針に加え、省庁ごとに主管の特殊法人全体を通じ、その主管省庁からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとどめるものとする。

また、民間人の起用を促進する。

なお、認可法人についても、特殊法人に準じて、国家公務員からの直接の就任者の削減に努めるものとする。

4 略

5 役員給与

特殊法人等の役員給与は、任命権者の俸給額より低くなるよう、再調整するものとする。

6～12 略

○ 特殊法人の役員給与について（平成10年9月29日閣議決定）

特殊法人の役員給与については、「特殊法人等の整理合理化について（平成9年12月26日閣議決定）」第1の5において定められた方針に従って対処しているところであるが、さらに、現下の厳しい状況にかんがみ、当面、同閣議決定第1の1にいう特殊法人においては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表11号俸相当額の範囲内で適切に調整することとし、平成11年度から実施するものとする。

○ 独立行政法人の長の指名について（平成13年3月23日 内閣官房長官発言）

略

独立行政法人の長には、公共性の高い事業について広い裁量権が与えられることを考慮し、今後、その任命を行う際には、当該人事を各大臣に周知せしめるため、特殊法人の長と同様に、閣議口頭了解を経た上で行っていただくようお願いいたします。

また、新法人設立の際の長となるべき者の指名についても同様をお願いいたします。

ただし、独立行政法人については、特殊法人とは異なり、第三者的な評価委員会による

厳格な事後評価、業績悪化をもちたした役員解任等の仕組みがあることから、その役員任命に当たっての内閣官房への事前協議は不要といたしますので、その旨御了知願います。

○ 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）

Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

4 その他

(2) 共通的事項

略

ニ 各独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

ホ 特殊法人等（特殊会社を含む。）、民間法人化された特殊法人・認可法人及び独立行政法人のうち、上記ニに掲げる法人以外の法人については、当該法人が、その法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及びその法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

○ 特殊法人等の役員の給与及び退職金等について（平成14年3月15日閣議決定）

1 特殊法人等の役員の給与及び退職金

(1) 特殊法人等（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、士業団体、事業者団体中央会及び共済組合類型の法人を除く。以下同じ。）の役員の給与については、平成14年度から平均1割程度削減することとし、法人ごとの具体的な削減額は内閣官房長官が別に定めるものとする。

(2) 特殊法人等の役員の退職金の支給率については、平成14年度から現行の在職期間1月につき俸給月額 $\frac{36}{100}$ を $\frac{28}{100}$ に引き下げることとし、平成14年4月1日以降の在職期間について適用する。

なお、上記以外の特殊法人等であつて、支給率を在職期間1月につき $\frac{28}{100}$ 以上としているものにあつても、同様とする。

(3) 特殊法人等が独立行政法人に移行した後は、外部有識者からなる評価委員会の評価結果を報酬に反映させることとし、評価結果によっては役員給与・退職金の大幅カットを行うなど厳格に運用する。

○ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画

（平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）

Ⅲ. 補助金等の見直し

2. 補助金依存型公益法人

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法

人（以下「補助金依存型公益法人」という。）については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図る。なお、これらの措置によっても、なお3分の2未満とならない法人については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人については、その理由を公表する。

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(別添) 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

2. 法人が講ずべき措置

委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

(1) 中立公正な運営の確保

- ① 委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。
- ② 推薦等された事務・事業が公正に行われることを担保するために、当該事務・事業を行う法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- ③ 委託等された事務・事業に関わる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- ④ 推薦等された事務・事業に関わる法人の役職員について、当該事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。

○ 特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について (平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)

2 新独立行政法人の役職員の身分等

(略)

新独立行政法人の役職員数は、事業見直し後の事業内容等に応じ、必要最小限のものとする。

新独立行政法人の役員の報酬等については、平成14年3月15日の閣議決定により特殊法人等の役員の給与及び退職金の大幅削減が行われたこと及び報酬等には役員の業績等が考慮されなければならないとする独立行政法人通則法第52条及び第53条の趣旨を踏まえ、厳に適正な水準とする。新独立行政法人の職員の給与についても、同法第57条及び第63条の趣旨を踏まえ、適正な水準とする。

また、主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家

公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表することとする。

○ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

(平成15年12月19日閣議決定)

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

(参考) 独立行政法人等の役員への現役出向のための国家公務員退職手当法の整理

公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）を受けて、平成15年に国家公務員退職手当法が改正され、独法等の役員へのいわゆる現役出向が制度上整備された。役員への現役出向が可能な法人は、法人の退職手当に関する規程において在職期間の通算に係る規程を整備している法人に限定され（退手法第7条の3第1項）、国家公務員を退職して引き続き独立行政法人等の役員となる場合には退手法第7条の3第4項により、独立行政

法人等の役員を退職して引き続き国家公務員となる場合には各法人の定める退職手当規程の規定により、退職手当は支給しないこととなっている。

(独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の三 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2・3 (略)

4 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

○ 特殊法人及び独立行政法人の長の人事について

(平成16年3月15日内閣官房副長官発言)

- ・ 法人の長については、全法人を通じて公務員OBを1/2以下
- ・ 常勤役員については、公務員OBを1/2以下
を目標。

(参 考)

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について

(平成18年12月27日、内閣官房・総務省)

● 公表法人数

277 法人 (独立行政法人等情報公開法の対象法人 218、それ以外の法人 59)	
うち独立行政法人	104 (すべて独立行政法人等情報公開法の対象法人)
特殊法人	38 (独立行政法人等情報公開法の対象法人 18、それ以外の法人 20)
認可法人	7 (独立行政法人等情報公開法の対象法人 4、それ以外の法人 3)
特別の法律により設立される民間法人	36 (すべて独立行政法人等情報公開法の対象外)
国立大学法人・大学共同利用機関法人	91 (すべて独立行政法人等情報公開法の対象法人)
日本司法支援センター	1 (独立行政法人等情報公開法の対象法人)

● 独立行政法人及び特殊法人の長における退職公務員の割合の状況

独立行政法人	104人中 48人
特殊法人	46人中 13人

(注) 特殊法人に代表権のある社長、会長が置かれる場合は、代表権のある社長、会長を含む
(法人総数と長の総数が異なる。)

(参考) 独立行政法人：16年10月108人中70人(65%) ⇒ 17年10月113人中57人(50%) ⇒ 18年10月 46%
特殊法人：16年10月 44人中19人(43%) ⇒ 17年10月 49人中14人(29%) ⇒ 18年10月 28%

● 役員における退職公務員の状況

独立行政法人	655人中 227人 (うち常勤 510人中 201人)
特殊法人	449人中 121人 (うち常勤 352人中 112人)
認可法人	130人中 14人 (うち常勤 36人中 11人)
特別の法律により設立される民間法人	1,557人中 122人 (うち常勤 116人中 54人)
国立大学法人・大学共同利用機関法人	690人中 18人 (うち常勤 495人中 10人)
日本司法支援センター	6人中 1人 (うち常勤 1人中 0人)

● 役員における独立行政法人等の退職者の状況 (独立行政法人等情報公開法の対象法人のみ)

独立行政法人	655人中 208人 (うち常勤 510人中 193人)
特殊法人	199人中 81人 (うち常勤 156人中 72人)
認可法人	45人中 16人 (うち常勤 28人中 13人)
国立大学法人・大学共同利用機関法人	690人中 36人 (うち常勤 495人中 16人)
日本司法支援センター	6人中 0人 (うち常勤 1人中 0人)

● 役員における国からの出向者の状況 (役員出向対象法人のみ)

独立行政法人	510人中 88人 (常勤のみ)
特殊法人	127人中 8人 (常勤のみ)
認可法人	10人中 1人 (常勤のみ)
国立大学法人・大学共同利用機関法人	495人中 62人 (常勤のみ)

● 子会社等の役員の状況

独立行政法人	18法人 計115社	役員数 1,547人 (うち退職公務員 146人、当該法人の退職者 245人)
特殊法人	18法人 計198社	役員数 1,303人 (うち退職公務員 99人、当該法人の退職者 475人)
認可法人	1法人 計2社	役員数 21人 (うち退職公務員 6人、当該法人の退職者 1人)
特別の法律により設立される民間法人	2法人 計2社	役員数 16人 (うち退職公務員 3人、当該法人の退職者 3人)